

25. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
26. 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
28. 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
29. 受注者はトラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付の車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
30. 受注者は、高さで2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡回を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手続について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
34. 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
35. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
36. 耐震施工
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。

- (1) 本工事の建物分類は(特定の施設)、一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
- (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次のとおり。

設計用標準水平震度		○特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
中層階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- 重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)
- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- (4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
37. 各種荷重計算
対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
38. 強度計算
対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
39. 土工事の残土処分
(・ 構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で(・ 行う(箇所) ・ 行わない)) 構内敷きならし
(・ 構内の指示場所に集積)
- なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
40. コンクリート工事
受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 第三者機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調合表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
- ※強度試験の立会いについて、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。
41. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
・ 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
42. 設計変更箇所確認(設計事務所による工事監理がある場合に適用)
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること
43. 工事に影響のある範囲内の重要備品等(有 ・ 無)

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

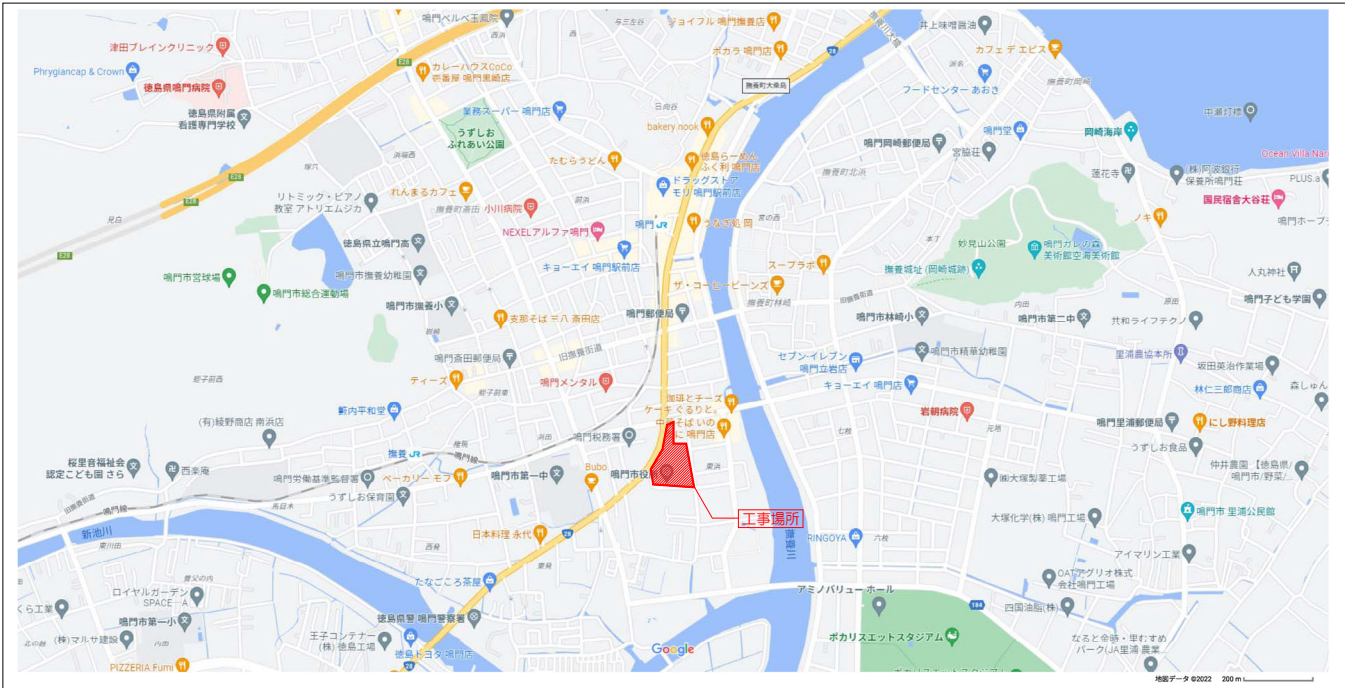
- VII. 特記仕様2(特記事項)
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
 - カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。(標仕 <2>2.10、<2>2.12.5)
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製・銅板製)とし、(メラミン焼付塗装・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない)とする。
 - スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1、<2>2.1.12 による。
 - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上る。
 - E接地極の材料はE8としD=10、L=1,500とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
 - PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
 - 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - あと施工アンカー・ガリトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
(・ 一般居室、廊下等 ・)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
 - 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設構造物により埋設標示を行う。
 - 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部に耐候性のある管材に接続すること。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアッパねじ等電線が接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ1.4mm以上の電線はターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.8.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

VIII. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器
蓄電池	高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 ベント形配置鉛蓄電池、制御弁式配置鉛蓄電池 配置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワコンディショナを含む) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鋼鉄製ふた(マンホールふた)	

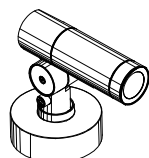
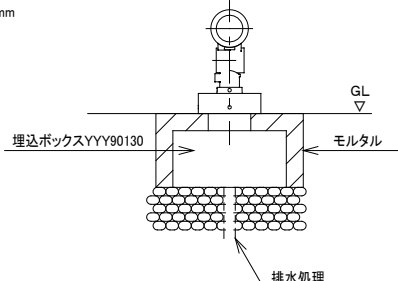
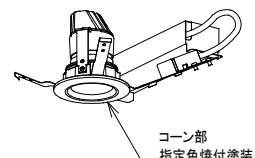
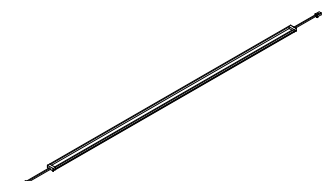
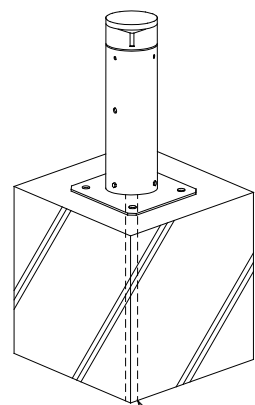
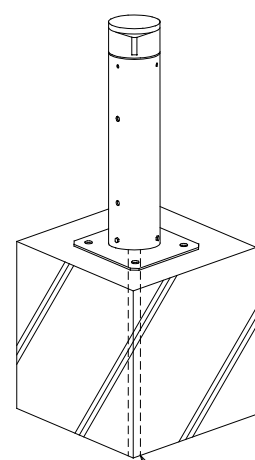
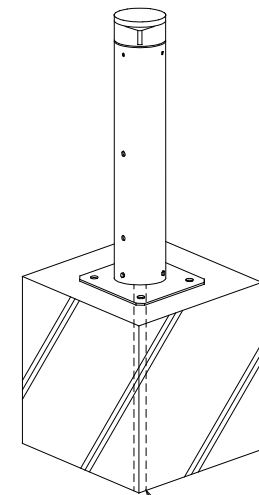
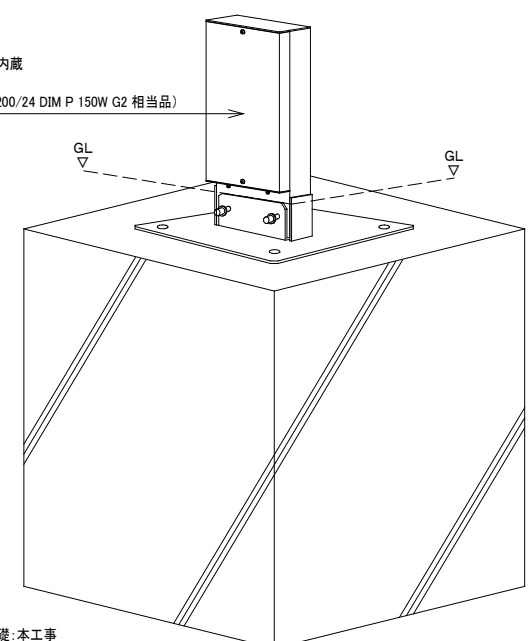


付近見取り図

前田建設・吉成建設・内藤廣建築設計特定建設工事共同企業体

 前田建設工業株式会社  吉成建設株式会社
NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES

承認		特記				株式会社内藤廣建築設計事務所	一級建築士 第159126号 内藤 廣	縮尺 A1= N.S A3= N.S	件名 鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち電気工事		
担当						前田建設工業株式会社関西支店一級建築士事務所	一級建築士 第350612号 武 秀匡	設備設計一級建築士 第4350号 武 秀匡	完成年月日	図面名称 電気工事仕様書(2)・付近見取図	図面番号 E - 02

UL	LEDアッパースライト													
UL18W	LED 17.1W	1165lm タイプ (3000K)												
	IP23防雨型 耐塩塗装(アクリル塗装2回)													
幅 : 200 mm 高さ : φ65 mm  														
UL18W パナソニック YYY31124 LE1 相当品														
D	LEDダウンライト		TL	LEDテープライト		TL	LEDテープライト		TL	LEDテープライト				
D14W	LED 13.7W	800lm タイプ (2700K)	TL50	LED 5W	(2700K)	TL30	LED 3W	(2700K)	TL20	LED 2W	(2700K)	TL5	LED 0.5W	(2700K)
	IP44防雨型 重耐塩仕様			本体:IP68 コネクタ部:IP67 防雨型 アルミフレーム見込む			本体:IP68 コネクタ部:IP67 防雨型 アルミフレーム見込む			本体:IP68 コネクタ部:IP67 防雨型 アルミフレーム見込む				
開口 : 75 φ 埋込高 : 100 mm 														
D14W DAIKO	LLD-7058LUB3	相当品	TL50 Brightlite	Frosted MINI (L=5000mm)	相当品	TL30 Brightlite	Frosted MINI (L=3000mm)	相当品	TL20 Brightlite	Frosted MINI (L=2000mm)	相当品	TL5 Brightlite	Frosted MINI (L=500mm)	相当品
LP	LEDローボールライト		LP	LEDローボールライト		LP	LEDローボールライト		DC	屋外用電源収納ボックス				
LP3	LED 8W	230lm タイプ (2700K)	LP5	LED 8W	230lm タイプ (2700K)	LP8	LED 8W	230lm タイプ (2700K)		重耐塩仕様				
	IP65防雨型 重耐塩仕様			IP65防雨型 重耐塩仕様			IP65防雨型 重耐塩仕様							
幅 : φ90 mm 高さ : 280 mm  指定色焼付塗装			幅 : φ90 mm 高さ : 480 mm  指定色焼付塗装		幅 : φ90 mm 高さ : 780 mm  指定色焼付塗装		幅 : φ90 mm 高さ : 780 mm  指定色焼付塗装							
LP3 DAIKO	LLP-7019LUE+LLA-7013U	相当品	LP5 DAIKO	LLP-7019LUE+LLA-7014U	相当品	LP8 DAIKO	LLP-7019LUE+LLA-7015U	相当品	DAIKO	LLA-7164U+LLA-7034U	相当品			
凡	照 明 記 号		器 具 形 状 記 号		補 助 記 号		ラ ン プ 記 号		注		1. 特記なき電圧は100-242 Vとする。 2. 照明器具の消費電力はJIS C 8105-3の測定方法による。			
例	A 4 0 1 M ↑↑↑補助記号 灯数 W数 器具形状記号		A 逆富士	J ダウンライト	S スポットライト	無記号 捕虫器	A 誘導灯A級	M 非常照明(一般照明兼用)	FL 一般蛍光灯	記				
			B 反射笠付	K 投光器	T 庭園灯	無記号 殺菌灯	B 誘導灯B級	O チェーン吊	FHF インバータ蛍光灯					
			C トラフ	L コードペンダント	U 地中埋込照明	無記号 赤色灯	C 誘導灯C級	P バイブ吊	HID 高輝度放電灯					
			D 下面開放	M 間接照明	V 直付非常照明	無記号 緑色灯	D クリーンルーム仕様	R ルーバー付	IL 一般白熱灯(電球)					
			E カバー付き露出	N ブラケット	W 埋込非常照明	無記号 水中照明	E 防爆	S 耐塩	LED LEDランプ					
			F 下面アクリル	O シーリング	X 避難口誘導灯	記号 其他	F 防塵	W 防水(防湿・防雨)	LDL 直管型LEDランプ					
			G 棚下灯	P ボール灯	Y 通路誘導灯		G ガード付		JE 非常灯用ハロゲンランプ(電球)					
			H コーナー灯	Q 保安灯	Z 階段通路誘導灯		H 誘導灯両面							
			I 床埋込照明	R フットライト			I 誘導灯片面							

前田建設・吉成建設・内藤廣建築設計特定建設工事共同企業体

 前田建設工業株式会社  吉成建設株式会社
田 NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES

代表
担当




特記

株式会社内藤廣建築設計事務所

前田建設工業株式会社関西支店一級建築士事務所

一級建築士
第159126号 内藤 廣

一級建築士
第350612号 武 秀匡

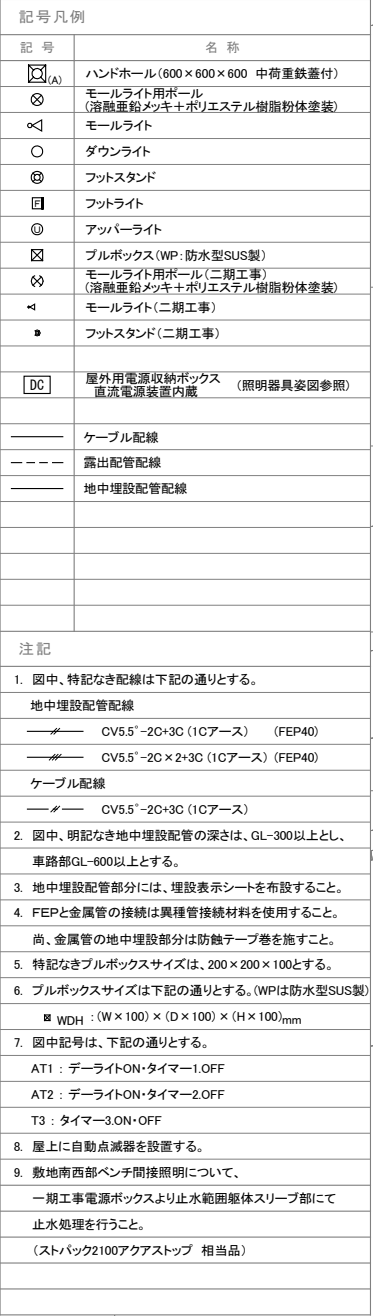
一級建築士
第159126号 内藤 廣

設備設計一級建築士
第4350号 武 秀匡

完成年月日

図面名称
照明器具姿図

図面番号
E - 03



面番号
E - 04